

# 都城市女性活躍促進事業業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

令和3年度の市民意識調査では、女性の就業率は高い一方で、非正規雇用の割合が高く、結婚・出産・育児に伴う離職・再就職（M字カーブ）も依然として課題となっている。

このため、女性が継続して働き、また再就職できる環境づくりや、多様な働き方の支援が必要となっている。さらに、価値観や働き方が多様化する中で、本事業には創造性や専門性を活かした実効性の高い取組が必要である。

本事業は、子育て世代を中心とした、働く意欲を持つ女性の能力を十分に発揮できるよう、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を考える機会を提供し、その実現のための技術の習得、スキルアップの支援を行うことで、女性の所得向上や職業生活における活躍を図ることを目的とする。

なお、本事業は、本市の女性が活躍する場を継続的に創出するため、セミナー等への参加だけを目的とするものでなく、本業務と、提案者による自社事業（本業務以外）との相乗効果により地域に根ざした女性活躍の場の形成を図るものである。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 都城市女性活躍促進事業業務委託
- (2) 場所及び内容 【別紙1】「都城市女性活躍促進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 提案上限額 3, 294, 720円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (5) 支払方法 支払方法は、完了払とする。

## 3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業の目的を達成するためには、起業や就業につながる効果的なセミナー等の企画・運営が重要であり、その内容は価格のみで評価できるものではない。

このことから、提案内容や実施体制、専門性等を総合的に評価できるプロポーザル方式を採用するものである。

## 4 事務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選考委員会発足	令和8年5月11日（月）
公告日	令和8年5月25日（月）
質疑の受付	令和8年5月25日（月）から6月4日（木）まで
参加表明書の受付	令和8年5月25日（月）から6月15日（月）まで
質疑への回答	令和8年5月25日（月）から6月15日（月）まで随時
参加資格要件の確認結果・通知	令和8年6月15日（月）から6月30日（火）まで
技術提案書提出要請等の送付	令和8年6月30日（火）
技術提案書の受付期間	令和8年6月30日（火）から7月13日（月）まで
プレゼンテーション等の実施	令和8年7月28日（火）（予定）
優先交渉権者の選定	令和8年7月28日（火）から7月31日（金）まで（予定）

優先交渉権者の通知	令和8年7月31日（金）（予定）
契約締結日	令和8年8月上旬（予定）

※実施スケジュールは予定であるため、変更する可能性があります。

## 5 指名型か公募型かの別

公募型

## 6 参加資格要件

提案に参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 県内に事業所を有し、かつ、市内に活動拠点を有するか、受託後に活動拠点を設置予定であること。
- (2) トラブル等が発生した際など、本事業の実施に当たって、発注者の求めに応じて迅速（おおよそ24時間以内）に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 本事業の実施に当たって、行政・経済団体等の関係機関や就職先となり得る企業等との連携・協力体制が確保できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (8) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。

## 7 提出書類等

### (1) 参加表明書

#### ① 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第3号）
- (イ) 事業者概要（様式任意 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
- (ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (エ) 法人の場合：役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）  
個人の場合：誓約書兼同意書（同規則様式第2号）（個人の場合）
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 決算報告書（直近1年分）
- (キ) 納税証明書（直近1年分）
  - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
  - b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ) から (キ) までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

② 提出期間

令和8年5月25日(月) から令和8年6月15日(月) まで

③ 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く日(以下「平日」という。)とする。

④ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

⑤ 提出部数

1部

⑥ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年6月30日(火) までに通知する。

⑦ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。

なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届(様式第6号)

(イ) 提出期限

令和8年7月13日(月) まで

(ウ) 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出するものとする。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

① 提出書類

(ア) 「別紙2 都城市女性活躍促進事業業務委託 技術提案書作成要領」に留意し、「別紙3 技術提案書標準例」を雛形として作成し提出すること。

(イ) 見積書 ※任意様式

② 提出期間

令和8年6月30日(火) から7月13日(月) まで

③ 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

④ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出するものとする。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

⑤ 提出部数

正本 1 部、副本 5 部（副本は複写でも可とします。）

## 8 審査方法

### (1) 選定委員会の構成

選定委員会は、市の関係部課の 5 名（商工部長、商工政策課長、総合政策課長、地域振興課長、こども政策課長）により組織する。

選定委員会は、提案者から提出された技術提案書について、業務に対する理解度、実施体制、取組意欲、課題解決方法、提案価格等について審査を行い、最適な技術力、経験等をもつ者を優先交渉者に選定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおりとする。

### (3) 審査方法

委員は、プロポーザル要綱第 2 条の規定に基づき、評価項目及び評価基準を定め、この評価項目及び評価基準を基に審査を行い、次のとおり優先交渉者を選定する。

- ① 技術提案書の内容について、プレゼンテーション審査を実施し、別表「評価項目及び評価基準」に沿って評価点を算出する。
- ② プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、参加資格要件審査の結果とともに、通知する。
- ③ 参加事業者が 1 者しかない場合には、審査委員会の各委員の持点を合算した値（満点）の 5 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たなかった場合には優先候補者として選定しない。

ア 日程

令和 8 年 7 月 28 日（火）予定（日程については別途連絡する。）

イ 出席者

1 社 3 名以内

ウ 実施時間

1 者 60 分以内（うち、準備：10 分間、プレゼンテーション：20 分間、質疑応答：30 分間）

エ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

オ その他

プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、参加事業者に参加資格確認の結果とともに、通知する。

### (4) プレゼンテーション審査の結果通知

審査結果については、プロポーザル要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

## (5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

優先交渉者（以下「受注者」）と都城市（以下「発注者」）の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号のいずれかに該当するときは免除とする。

### (3) その他

契約代金の支払は、完了払とする。

また、受注者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

## 10 実施要領等に対する質問及び回答

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）を以下の要領で提出すること

### (1) 提出期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月4日（木）まで

### (2) 提出方法

質問等は、質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、「12 応募・問合せ先」に提出するものとする。

なお、電子メールの件名（Subject）には、「都城市女性活躍促進事業業務委託における質問」と記載すること。また、メール送付後に「12 応募・問合せ先」に対して電話にて送達確認を行うこと。

### (3) 回答期限

令和8年6月15日（月）まで随時回答する。

### (4) 回答方法

回答については当市ホームページに掲載し、個別に応募者への連絡は行わないので、当市のホームページを確認すること。

### (5) 留意事項

第2号に示す以外の方法（電話等）による問合せ、質問等には一切応じないこととする。

## 11 その他

### (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

① 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

③ 見積金額が、第2項第4号に規定する提案上限額を超えている場合

- ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
  - ⑤ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
  - (3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
  - (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
  - (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。
  - (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
  - (7) 提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
  - (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
  - (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

## 1.2 応募・問い合わせ先

本プロポーザルに係る実施要領等の書類の請求、問合せ先及び提出書類の提出先は下記のとおり。

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

都城市 商工部 商工政策課

電話 0986-23-2983

FAX 0986-23-2658

E-Mail [kogyo@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:kogyo@city.miyakonojo.miyazaki.jp)

### <別表> 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
1 事業実施に当たっての基本的な考え方について (配点：10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的を理解し、目的に沿った事業方針となっているか。</li> <li>・地域の課題を踏まえた事業内容となっているか。</li> <li>・具体的で実現可能な内容になっているか。</li> </ul>
2 地域に根ざした女性活躍の場の形成について (配点：15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者等への支援体制は十分か。</li> <li>・提案内容に地域に根づく工夫があるか。</li> <li>・自社事業と提案内容の相乗効果があるか。</li> <li>・自社事業の内容は具体的かつ魅力的か。</li> </ul>
3 業務実施体制について (配点：9点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者を置き、確実に業務を実施できる管理体制となっているか。</li> <li>・講師等の人員配置は十分か。</li> <li>・過去に従事した同種業務又は類似業務の実績はあるか。</li> </ul>
4 スタートアップセミナーの実施計画について (配点：18点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーの内容は具体的かつ魅力的であるか。</li> <li>・セミナーの内容は提案者独自の工夫が見られるか。</li> <li>・託児環境に配慮があるか。</li> </ul>

<p>5 スキルアップ等講座の実          計画について          (配点：18点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の内容は十分に知識が習得できる内容か。</li> <li>・受講者が参加しやすいよう、日程等の工夫はされているか。</li> <li>・託児環境に配慮があるか。</li> </ul>
<p>6 参加者等へのフォローにつ          いて          (配点：15点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業、起業へ繋がる取り組みが実施されるか。</li> <li>・仕事等の紹介など、収入に直結するような具体的な取          組みが実施されるか。</li> </ul>
<p>7 広報・集客力          (配点：5点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知及び参加を促すための工夫があるか。</li> </ul>